

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成29年1月31日（平成29年（行情）諮問第38号）

答申日：平成29年6月20日（平成29年度（行情）答申第98号）

事件名：集団的自衛権行使容認の閣議決定に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「集団的自衛権行使容認の閣議決定に関して、その庶務担当部局が業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て。＊『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望（以下「本件請求文書」という。）」の開示請求に対し、別紙1に掲げる210文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書の一部を不開示としたことは妥当であるが、別紙3に掲げる11文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年7月1日付け閣安保第323号により内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び文書の再特定を求める。

2 審査請求の理由

（1）電磁的記録についても特定を求める。

情報公開手続についての国の統一的指針である「情報公開事務処理の手引」22頁は、「行政文書を文書又は図面と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨を教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」と定めている。

そこで文書182及び文書184について電磁的記録がないか特定を求める。

（2）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべき

である。

(3) 他にも文書が存在するはずである。

「内閣官房における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに内閣官房の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる」

(「内閣官房行政文書管理規則」6条)文書が存在しなければならないが、特定された文書からは見当たらないので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

また文書195の様式で提出される府省意見が更に存在するものと思料される。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

審査請求人が行った本件請求文書の開示請求に対して、処分庁において、別紙2に掲げる45文書及び別紙1に掲げる210文書を特定した。開示決定等に当たっては、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、法9条1項に基づき、平成26年8月15日付け閣安保第356号により別紙2に掲げる45文書(以下「先行開示決定文書」という。)につき開示決定処分を行った後、平成27年7月1日付け閣安保第323号により、本件対象文書について原処分を行った。

2 本件対象文書について

本件開示請求に係る「集団的自衛権行使容認の閣議決定」とは、平成26年7月1日に閣議決定された「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(以下「本件閣議決定」という。)であり、本件対象文書は本件閣議決定に関して作成又は取得した文書である。

3 原処分の妥当性について

(1) 別紙1の文書185及び文書187中の「2.」において不開示とした部分は、これまで詳細を公にしたことがない四大臣会合の定期的な開催場所である。

これを公にした場合、定期的な開催場所が明らかになり、今後の国家安全保障会議の開催場所を推察され、今後の開催に際し、敵対する勢力からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがある。

以上のことから、法5条3号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

(2) 別紙1の文書188中の「2.」において不開示とした部分は、国家安全保障会議の事務を処理する国家安全保障局が発足してから、詳細を公にしたことがない九大臣会合の開催場所である。

これを公にした場合、今後の国家安全保障会議の開催場所を推察され、

今後の開催に際し、敵対する勢力からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがある。

以上のことから、法5条3号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

- (3) 別紙1の文書192、文書195ないし文書200、文書202及び文書204中の不開示とした部分は、職員の直通電話番号、内線電話番号、FAX番号及びメールアドレスであり、公にすることにより、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、通信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、法5条6号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

- (4) 別紙1の文書197及び文書200中の不開示とした部分は、警察庁の警部及び同相当職以下の職員の「氏名」であり、「慣行として公にされていない警察職員の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、公にすることにより、当該職員等に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、法5条1号及び4号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

なお、処分庁においては、行政文書開示等決定（変更）通知書（平成29年1月6日付け閣安保第6号）により、原処分で不開示とした部分とその理由を変更している。

- (5) 別紙1の文書206ないし文書208の不開示とした文書は、安全保障法制整備に関する与党協議会において席上回収とした、公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯等が記載されているものである。

これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益を被るおそれがある。

以上のことから、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

- (6) 別紙1の文書209及び文書210の不開示とした文書は、国家安全保障会議において席上回収とした、公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯等が記載されているものである。

これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損な

われるおそれ、又は交渉上利益を被るおそれがある。

以上のことから、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、原処分のおり適正に特定されていると認められるところである。

(2) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記3のおり対象となる文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

(3) 審査請求人は、「他にも文書が存在するはずである」とし、「経緯も含めた意思決定に至る過程」及び「事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる」文書が特定された文書からは見当たらない旨主張しており、また、別紙1の「文書195の様式で提出される府省意見が更に存在する」旨主張している。

しかしながら、本件審査請求を受け、再度、行政文書の特定を実施したが、本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

5 結語

以上のとおり、本件開示請求に対して、先行開示決定文書及び本件対象文書を特定し、本件対象文書につき、法5条1号、3号ないし6号に該当するとして不開示とした決定は妥当であり、本件対象文書以外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、原処分は維持されるべきである。

6 原処分で不開示とした部分とその理由の変更について

処分庁は、行政文書開示等決定（変更）通知書（平成29年1月6日付け閣安保第6号）によって、原処分で不開示とした部分とその理由を変更している。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年1月31日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年2月27日 | 審議 |
| ④ 同年5月12日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年6月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1の文書1ないし文書210である。

審査請求人は、原処分取消し、文書182及び文書184の電磁的記録の特定並びに本件対象文書の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号及び3号ないし6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としている。

ところで、処分庁は、文書197及び文書200の警察庁の警部及び同相当職以下の職員の氏名が記載されている部分について、原処分では文書196及び文書199として誤って記載されており、文書197及び文書200の当該部分は本来は不開示とすべきであったのに原処分において開示となっているとして、原処分後に審査請求人に対して聴聞を行い、平成29年1月6日付け閣安保第6号により、文書197及び文書200の該当部分を改めて不開示とする原処分の変更決定を行った。

諮問庁から聴聞手続に係る資料の提示を受けて確認したところ、審査請求人に聴聞を行った聴聞報告書が作成されており、その内容によれば、聴聞が適切に実施されていることが認められるところ、当審査会としては、上記の変更決定を踏まえ、不開示情報該当性の検討に当たっては、警察庁の警部及び同相当職以下の職員の氏名が記載されている部分については、文書197及び文書200の該当部分が不開示とされているものとして判断を行う。

以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 先行開示決定文書及び本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の保有の有無

ア 先行開示決定文書及び本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の保有の有無について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

(ア) 本件請求文書は、平成26年7月1日に閣議決定された「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」に関して、その庶務担当部局が業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全てであり、処分庁は、これに該当する文書として先行開示決定文書及び本件対象文書を特定した。

(イ) 本件閣議決定については、平成26年5月15日に安倍総理が切れ目のない対応を可能とする国内法整備の作業を進めるに当たり、いかなる憲法解釈が適切なのか等について議論するため与党協議に入ることを表明したことを受けて、主に与党協議会の場で議論され、内閣官房国家安全保障局を含む政府側関係省庁も与党側の求めに応

じ同協議に出席する中で検討が進められてきたものであったので、①与党協議会に係る文書が本件請求文書に該当すると解するとともに、その他の本件閣議決定に関する文書として、②本件閣議決定に関する議論を行った国家安全保障会議に係る文書、③各党及び国会議員からの質問等に関する文書、④本件閣議決定に関する想定問答、⑤本件閣議決定に関する各省協議に係る文書及び⑥本件閣議決定の登録等に係る文書が本件請求文書に該当すると解し、①として先行開示決定文書及び文書206ないし文書208、②として文書185ないし文書191、文書209及び文書210、③として文書1ないし文書179、④として文書180ないし文書184、⑤として文書192ないし文書200、⑥として文書201ないし文書205を特定した。

(ウ) 本件審査請求を受け、念のため、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、先行開示決定文書及び本件対象文書以外に、本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

(エ) なお、審査請求人は、文書195の様式で提出される府省意見が更に存在するはずである旨を主張するが、本件閣議決定に関する各省協議に係る文書は文書192ないし文書200以外は存在しない。

イ 諮問庁から、先行開示決定文書及び本件対象文書の提示を受けて確認したところ、その内容は、諮問庁の上記ア(イ)の説明のとおりであると認められる。

審査請求人は、本件請求文書に該当する文書として、先行開示決定文書及び本件対象文書の他に、「内閣官房における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに内閣官房の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる」文書(以下「意思決定に至る過程等に係る文書」という。)があるはずである等を主張し、文書の再特定を求める。当審査会事務局職員をして首相官邸ホームページに掲載されている平成26年5月15日の安倍総理の記者会見及び先行開示決定文書等を確認させたところ、諮問庁の上記ア(イ)の説明のとおり、閣議決定は主に与党協議会の場で議論され、内閣官房国家安全保障局を含む政府側関係省庁も同協議会に出席する中で検討が進められたことが認められ、与党協議会に関する文書は既に特定され、一部開示されているから、本件閣議決定に係る意思決定に至る過程等に係る文書は既に特定されていると認められる。

本件閣議決定に係る類似の請求文言による別件開示請求に対して、国会答弁書(上記ア(イ)の③の一部)として62文書が特定されているのに対し、本件開示請求に対しては51文書しか特定されていないことから、差異(別紙3に掲げる11文書)が生じた理由について、

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、別件開示請求については、問及び答弁のいずれかに「閣議決定」との文言が含まれているものを特定したが、本件開示請求については、請求文言に「集団的自衛権行使容認の閣議決定」との文言が含まれていることから、問及び答弁のいずれかに「集団的自衛権」及び「閣議決定」との文言が含まれているものを特定したためとのことであった。しかしながら、本件開示請求の文言において、「集団的自衛権行使容認の」とは本件開示請求の対象となる閣議決定を特定するための修飾語にすぎず、本件開示請求は本件閣議決定に関して行政文書ファイル等につづられた文書を求めるものと解されることに加え、諮問庁自身が、理由説明書（上記第3）において「本件対象文書は本件閣議決定に関して作成又は取得した文書」と説明していることを踏まえると、別件開示請求で特定した国会答弁書（問及び答弁のいずれかに「閣議決定」の文言が含まれているが、「集団的自衛権」の文言は含まれていないもの）も、本件請求文書に該当すると認められる。したがって、別紙3に掲げる11文書は本件請求文書に該当すると認められるので、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

(2) 文書182及び文書184の電磁的記録の保有の有無

ア 審査請求人は、文書182及び文書184について電磁的記録の特定を求めているところ、当該文書の電磁的記録の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該文書は、いずれも、処分庁において電磁的記録にて作成した文書であるが、一体的に行政文書ファイルで管理するために印刷して紙媒体で保存することとしたものであり、元の電磁的記録は必要がないため廃棄したとのことであった。

イ 文書182及び文書184については、電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記アの説明が不自然、不合理とまではいえず、他に電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、内閣官房国家安全保障局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 国家安全保障会議の開催場所について

文書185、文書187及び文書188の不開示部分には、国家安全保障会議（四大臣会合又は九大臣会合）の開催場所が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する重要事項を審議する会議の今後の開催場所が推察され、敵対する勢力から妨害措置を講じられるなど、国家安全保障会議の開催に支障を及ぼし、

ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 関係省庁の担当者の直通電話番号、FAX番号及びメールアドレス等について

文書192, 文書195, 文書196, 197(担当者名を除く。), 文書198, 文書199, 文書200(担当者名を除く。), 文書202及び文書204の不開示部分には、関係省庁の担当者の直通電話番号、内線番号、FAX番号及び電子メールアドレスが記載されている。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 警察庁職員の氏名について

文書197及び文書200では、担当者名の欄における警察庁職員の氏名が不開示とされている。

ア 当該部分の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、不開示とされた警察庁職員の氏名については、警部及び同相当職以下の職にある警察庁職員に係るものであり、警察庁においては、警部及び同相当職以下の職にある警察庁職員の氏名を公表しておらず、当該職員の氏名が公になると、これを手掛かりとして、犯罪等を企図する集団等の反社会的勢力が、何らかの有益な情報を得ようとする、あるいは犯罪組織等にとって都合の悪い施策や法案の企画・立案を妨害しようとする、懐柔しようとするなどが考えられるほか、当該職員がこれを拒絶すれば、当該職員本人への攻撃はもちろん、その家族への攻撃や報復が予想されるなど、個人の権利利益が侵害されるとともに、警察業務に支障を及ぼすおそれがあり、当該職員の氏名は、公にすることにより、犯罪の予防鎮圧又は捜査、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

イ 警察業務の特殊性に鑑みれば、諮問庁の上記アの説明に特段不自然、不合理な点は認められず、当該職員の氏名を公にすることにより、犯罪等を企図する集団等の反社会的勢力によって当該職員が特定され、当該職員本人及びその家族が嫌がらせや攻撃の対象にされたり、あるいは直接又は間接の不当な接触等により様々な懐柔、干渉を加えられ、警察活動の妨害が行われるなど、その業務に支障を及ぼすおそれを否定できない。

ウ したがって、当該部分は、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 本件閣議決定の検討に係る不開示文書について

文書206ないし文書208は、与党協議会における席上回収資料であり、文書209及び文書210は国家安全保障会議における席上回収資料である。

当該文書は、これを公にすることにより、本件閣議決定に係る政府及び与党内での未成熟な検討内容が明らかとなり、今後同種の文書の策定作業において政府部内での自由闊達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 付言

(1) 審査会において、平成27年7月1日付け閣安保第323号の行政文書開示等決定通知書を確認したところ、「3 不開示とした部分とその理由」の(4)には、「以上のことから、法第5条第1号及び第4条に定める」との記載があるが、「第4条」は、「第4号」の誤りである。

原処分における不開示理由の提示は、開示請求者に対し、どの不開示情報に該当することとなるのかについて誤解を招くことから、行政手続法8条の趣旨に照らし、不適切なものであったと認められる。

したがって、処分庁においては、今後、法に基づき開示決定等を適切に行うことが望まれる。

(2) また、本件は、審査請求から諮問までに約1年5か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、本件審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号ないし6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条3号ないし5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、内閣官房国家安全保障局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として別紙3に掲げる11文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等を

すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙 1

文書 1	「国会答弁書」（26年5月16日 也議員 副長官問3）	衆議院外務委員会	小川淳
文書 2	「国会答弁書」（26年5月23日 議員 官房長官想定問1）	衆議院内閣委員会	松田学
文書 3	「国会答弁書」（26年5月23日 賢議員 官房長官想定問4）	衆議院内閣委員会	赤嶺政
文書 4	「国会答弁書」（26年5月23日 賢議員 官房長官想定問6）	衆議院内閣委員会	赤嶺政
文書 5	「国会答弁書」（26年5月23日 賢議員 官房長官想定問7）	衆議院内閣委員会	赤嶺政
文書 6	「国会答弁書」（26年5月23日 好議員 官房長官問4）	衆議院内閣委員会	村上史
文書 7	「国会答弁書」（26年5月23日 議員 官房長官問1）	衆議院内閣委員会	中丸啓
文書 8	「国会答弁書」（26年5月27日 白眞勲議員 政府参考人想定問）	参議院外交防衛委員会	白
文書 9	「国会答弁書」（26年5月27日 白眞勲議員 副長官問3）	参議院外交防衛委員会	白
文書 10	「国会答弁書」（26年5月28日 員 官房長官問3）	参議院本会議	小西洋之議
文書 11	「国会答弁書」（26年5月28日 彦議員 総理問2）	衆議院予算委員会	遠山清
文書 12	「国会答弁書」（26年5月28日 也議員 総理問3）	衆議院予算委員会	岡田克
文書 13	「国会答弁書」（26年5月28日 也議員 総理問9）	衆議院予算委員会	岡田克
文書 14	「国会答弁書」（26年5月28日 司議員 総理問2）	衆議院予算委員会	江田憲
文書 15	「国会答弁書」（26年5月28日 司議員 総理問4）	衆議院予算委員会	江田憲
文書 16	「国会答弁書」（26年5月28日 司議員 総理問6）	衆議院予算委員会	江田憲
文書 17	「国会答弁書」（26年5月28日 夫議員 総理想定問1）	衆議院予算委員会	志位和
文書 18	「国会答弁書」（26年5月28日 仁議員 総理問4）	衆議院予算委員会	小沢鋭

文書19	「国会答弁書」（26年5月28日 仁議員 総理問7）	衆議院予算委員会	小沢鋭
文書20	「国会答弁書」（26年5月28日 一郎議員 総理問2）	衆議院予算委員会	浅尾慶
文書21	「国会答弁書」（26年5月28日 志議員 総理問9）	衆議院予算委員会	大串博
文書22	「国会答弁書」（26年5月28日 議員 総理想定問6）	衆議院予算委員会	中谷元
文書23	「国会答弁書」（26年5月28日 議員 総理想定問7）	衆議院予算委員会	中谷元
文書24	「国会答弁書」（26年5月28日 議員 総理問3）	衆議院予算委員会	長妻昭
文書25	「国会答弁書」（26年5月28日 昌議員 総理想定問4）	衆議院予算委員会	鈴木克
文書26	「国会答弁書」（26年5月29日 都隆史議員 副長官想定問1）	参議院外交防衛委員会	宇
文書27	「国会答弁書」（26年5月29日 都隆史議員 副長官想定問3）	参議院外交防衛委員会	宇
文書28	「国会答弁書」（26年5月29日 藤正久議員 総理問3）	参議院外交防衛委員会	佐
文書29	「国会答弁書」（26年5月29日 野次郎議員 総理問6）	参議院外交防衛委員会	小
文書30	「国会答弁書」（26年5月29日 野次郎議員 総理問7）	参議院外交防衛委員会	小
文書31	「国会答弁書」（26年5月29日 野次郎議員 副長官想定問6）	参議院外交防衛委員会	小
文書32	「国会答弁書」（26年5月29日 山哲郎議員 総理問2-2）	参議院外交防衛委員会	福
文書33	「国会答弁書」（26年5月29日 山哲郎議員 総理問5（3））	参議院外交防衛委員会	福
文書34	「国会答弁書」（26年5月30日 成議員 政府参考人問）	衆議院外務委員会	岡本三
文書35	「国会答弁書」（26年5月30日 二一議員 政府参考人問2）	衆議院外務委員会	玉城デ
文書36	「国会答弁書」（26年5月30日 二一議員 政府参考人問4）	衆議院外務委員会	玉城デ
文書37	「国会答弁書」（26年5月30日 二一議員 政府参考人問5）	衆議院外務委員会	玉城デ

- 文書 38 「国会答弁書」(26年5月30日 衆議院外務委員会 村上政俊議員 政府参考人問2)
- 文書 39 「国会答弁書」(26年6月2日 衆議院安全保障委員会外務委員会連合審査会 伊佐進一議員 政府参考人問1)
- 文書 40 「国会答弁書」(26年6月2日 衆議院安全保障委員会外務委員会連合審査会 赤嶺政賢議員 政府参考人問2)
- 文書 41 「国会答弁書」(26年6月3日 参議院外交防衛委員会 牧山ひろえ議員 副長官問2)
- 文書 42 「国会答弁書」(26年6月6日 衆議院安全保障委員会 三谷英弘議員 政府参考人問3)
- 文書 43 「国会答弁書」(26年6月9日 参議院決算委員会 江崎孝議員 総理問7)
- 文書 44 「国会答弁書」(26年6月9日 参議院決算委員会 又市征治議員 総理問9)
- 文書 45 「国会答弁書」(26年6月9日 参議院決算委員会 又市征治議員 官房長官問3)
- 文書 46 「国会答弁書」(26年6月10日 参議院外交防衛委員会 牧山ひろえ議員 副長官問2)
- 文書 47 「国会答弁書」(26年6月12日 参議院外交防衛委員会 藤田幸久議員 副長官想定問1)
- 文書 48 「国会答弁書」(26年6月12日 参議院農林水産委員会 徳永エリ議員 総理問1)
- 文書 49 「国会答弁書」(26年6月19日 参議院外交防衛委員会 中西健治議員 副長官問1)
- 文書 50 「国会答弁書」(26年6月19日 参議院外交防衛委員会 中西健治議員 副長官問3)
- 文書 51 「国会答弁書」(26年6月19日 参議院外交防衛委員会 福山哲郎議員 政府参考人想定問2)
- 文書 52 「質問主意書」質問第132号 参議院憲法審査会附帯決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問主意書
- 文書 53 「質問主意書」答弁書第132号 参議院議員小西洋之君提出参議院憲法審査会附帯決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問に対する答弁書
- 文書 54 「質問主意書」質問第133号 自衛隊の海外出動を禁ずる参議院本会議決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問主意書
- 文書 55 「質問主意書」答弁書第133号 参議院議員小西洋之君提出自衛隊の海外出動を禁ずる参議院本会議決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問に対する答弁書

- 文書 5 6 「質問主意書」質問第 1 3 5 号 立憲主義と集団的自衛権行使の
解釈変更に関する質問主意書
- 文書 5 7 「質問主意書」答弁書第 1 3 5 号 参議院議員小西洋之君提出立
憲主義と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問に対する答弁書
- 文書 5 8 「質問主意書」質問第 1 7 3 号 安全保障の法的基盤の再構築に
関する懇談会の位置付けに関する質問主意書
- 文書 5 9 「質問主意書」答弁書第 1 7 3 号 参議院議員藤末健三君提出安
全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の位置付けに関する質問
に対する答弁書
- 文書 6 0 「質問主意書」質問第 2 2 1 号 集団的自衛権の行使を可能とす
る政府解釈の変更を閣議決定する件に関する質問主意書
- 文書 6 1 「質問主意書」答弁第 2 2 1 号 衆議院議員鈴木貴子君提出集団
的自衛権の行使を可能とする政府解釈の変更を閣議決定する件に関
する質問に対する答弁書
- 文書 6 2 「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第〈第 5 回〉
- 文書 6 3 「自民党部会資料」〈第 5 回〉「安全保障の法的基盤の再構築に
関する懇談会」報告書のポイント
- 文書 6 4 「自民党部会資料」〈第 5 回〉「安全保障の法的基盤の再構築に
関する懇談会」報告書（概要）
- 文書 6 5 「自民党部会資料」〈第 5 回〉「安全保障の法的基盤の再構築に
関する懇談会」報告書
- 文書 6 6 「自民党部会資料」〈第 5 回〉平成 2 6 年 5 月 1 5 日 安倍内閣
総理大臣記者会見（記録）＝ 法整備関連部分の抜粋 ＝
- 文書 6 7 「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第〈第 6 回〉
- 文書 6 8 「自民党部会資料」〈第 6 回〉平成 2 6 年 5 月 1 5 日 安倍内閣
総理大臣記者会見（記録）＝ 法整備関連部分の抜粋 ＝
- 文書 6 9 「自民党部会資料」〈第 6 回〉「安全保障の法的基盤の再構築に
関する懇談会」報告書のポイント
- 文書 7 0 「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第〈第 7 回〉
- 文書 7 1 「自民党部会資料」〈第 7 回〉事例集
- 文書 7 2 「自民党部会資料」〈第 7 回〉事例集関連資料
- 文書 7 3 「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第〈第 8 回〉
- 文書 7 4 「自民党部会資料」〈第 8 回〉事例集
- 文書 7 5 「自民党部会資料」〈第 8 回〉御説明資料
- 文書 7 6 「自民党部会資料」〈第 8 回〉事例集関連資料
- 文書 7 7 「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第〈第 9 回〉
- 文書 7 8 「自民党部会資料」〈第 9 回〉御説明資料（6 / 6 公明党部会の
配付資料）

- 文書 7 9 「自民党部会資料」〈第 9 回〉御説明資料(第 5 回与党協議配付資料)
- 文書 8 0 「自民党部会資料」〈第 9 回〉事例 8 ～ 1 5 と関連する過去の答弁
- 文書 8 1 「自民党部会資料」〈第 9 回〉搜索救助活動についての政府の考え方
- 文書 8 2 「自民党部会資料」〈第 9 回〉事例集
- 文書 8 3 「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第〈第 1 0 回〉
- 文書 8 4 「自民党部会資料」〈第 1 0 回〉船舶検査等に係る国際法上及び国内法上の考え方について
- 文書 8 5 「自民党部会資料」〈第 1 0 回〉いわゆる「湾岸戦争」における機雷掃海に関する経緯について(各種報道等より作成)
- 文書 8 6 「自民党部会資料」〈第 1 0 回〉機雷掃海関連答弁
- 文書 8 7 「自民党部会資料」〈第 1 0 回〉概要(たたき台) = 目次
= 平成 2 6 年 6 月 1 7 日
- 文書 8 8 「自民党部会資料」〈第 1 0 回〉御説明資料
- 文書 8 9 「自民党部会資料」〈第 1 0 回〉参議院決算委員会要求資料(内閣法制局 昭和四十七年十月十四日)
- 文書 9 0 「自民党部会資料」〈第 1 0 回〉たたき台
- 文書 9 1 「自民党部会資料」全保障法制整備推進本部 次第〈第 1 1 回〉
- 文書 9 2 「自民党部会資料」〈第 1 1 回〉御説明資料
- 文書 9 3 「自民党部会資料」〈第 1 1 回〉機雷掃海関連答弁
- 文書 9 4 「自民党部会資料」〈第 1 1 回〉概要(たたき台) = 目次
= 平成 2 6 年 5 月 2 0 日
- 文書 9 5 「自民党部会資料」〈第 1 1 回〉公明党外交安全保障調査会・憲法調査会合同会議(6 / 1 9) 配付資料
- 文書 9 6 「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第〈第 1 2 回〉
- 文書 9 7 「自民党部会資料」〈第 1 2 回〉座長試案
- 文書 9 8 「自民党部会資料」〈第 1 2 回〉概要(たたき台) = 目次
= 平成 2 6 年 6 月 2 4 日
- 文書 9 9 「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第〈第 1 3 回〉
- 文書 1 0 0 「自民党部会資料」〈第 1 3 回〉概要(改訂版) 2 6 . 6 .
2 7
- 文書 1 0 1 「自民党部会資料」〈第 1 3 回〉安全保障法制整備推進本部・安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 次第

- 文書102 「自民党部会資料」〈第13回〉国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について（閣議決定案の概要）26.7.1
- 文書103 「公明党部会資料」〈26年5月20日〉平成26年（2014年）第29回 政調全体会議
- 文書104 「公明党部会資料」〈26年5月20日〉「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書のポイント
- 文書105 「公明党部会資料」〈26年5月20日〉「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書（概要）
- 文書106 「公明党部会資料」〈26年5月20日〉「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書
- 文書107 「公明党部会資料」〈26年5月20日〉平成26年5月15日 安倍内閣総理大臣記者会見（記録）＝ 法整備関連部分の抜粋 ＝
- 文書108 「公明党部会資料」〈26年5月27日〉事例集
- 文書109 「公明党部会資料」〈26年5月27日〉事例集関連資料
- 文書110 「公明党部会資料」〈26年6月3日〉15事例の類型
- 文書111 「公明党部会資料」〈26年6月3日〉事例集
- 文書112 「公明党部会資料」〈26年6月3日〉事例集関連資料
- 文書113 「公明党部会資料」〈26年6月3日〉御説明資料
- 文書114 「公明党部会資料」〈26年6月6日〉公明党 外交安保調査会・憲法調査会合同会議 出席者 2014.6.6
- 文書115 「公明党部会資料」〈26年6月6日〉御説明資料
- 文書116 「公明党部会資料」〈26年6月6日〉事例集
- 文書117 「公明党部会資料」〈26年6月10日〉御説明資料
- 文書118 「公明党部会資料」〈26年6月10日〉搜索救助活動についての政府の考え方
- 文書119 「公明党部会資料」〈26年6月10日〉各事態における米艦防護の在り方
- 文書120 「公明党部会資料」〈26年6月10日〉事例8～15と関連する過去の答弁
- 文書121 「公明党部会資料」〈26年6月13日〉公明党 外交安保調査会・憲法調査会合同会議 出席者 2014.6.13
- 文書122 「公明党部会資料」〈26年6月13日〉参議院決算委員会要求資料（内閣法制局 昭和四十七年十月十四日）
- 文書123 「公明党部会資料」〈26年6月13日〉事例集
- 文書124 「公明党部会資料」〈26年6月13日〉事例8～15と関連する過去の答弁

- 文書 1 2 5 「公明党部会資料」〈26年6月13日〉各事態における米艦防護の在り方
- 文書 1 2 6 「公明党部会資料」〈26年6月13日〉米艦防護に関する政府答弁
- 文書 1 2 7 「公明党部会資料」〈26年6月17日〉船舶検査等に係る国際法上及び国内法上の考え方について
- 文書 1 2 8 「公明党部会資料」〈26年6月17日〉いわゆる「湾岸戦争」における機雷掃海に関する経緯について
- 文書 1 2 9 「公明党部会資料」〈26年6月17日〉機雷掃海関連答弁
- 文書 1 3 0 「公明党部会資料」〈26年6月17日〉閣議決定概要（たたき台）＝目次＝
- 文書 1 3 1 「公明党部会資料」〈26年6月17日〉御説明資料
- 文書 1 3 2 「公明党部会資料」〈26年6月17日〉新三要件たたき台
- 文書 1 3 3 「公明党部会資料」〈26年6月17日〉S 4 7 政府見解に関連する過去の答弁
- 文書 1 3 4 「公明党部会資料」〈26年6月19日〉米艦防護等（事例8 関連）に関する主な安倍総理答弁（5 / 28 衆・予算委）
- 文書 1 3 5 「公明党部会資料」〈26年6月19日〉従来の政府見解の基本的な論理
- 文書 1 3 6 「公明党部会資料」〈26年6月19日〉御説明資料
- 文書 1 3 7 「公明党部会資料」〈26年6月19日〉安保理決議第678号
- 文書 1 3 8 「公明党部会資料」〈26年6月19日〉他国の軍隊の艦船等による邦人輸送の事例
- 文書 1 3 9 「公明党部会資料」〈26年6月19日〉昭和47年の政府見解の論理構成（昭和47年10月14日参・決算委提出資料）
- 文書 1 4 0 「公明党部会資料」〈26年6月20日〉我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題 ※「国家安全保障戦略」から抜粋
- 文書 1 4 1 「公明党部会資料」〈26年6月20日〉国連憲章における集団的・個別的自衛権について 26. 6. 20 外務省
- 文書 1 4 2 「公明党部会資料」〈26年6月25日〉座長試案
- 文書 1 4 3 「公明党部会資料」〈26年6月25日〉概要（たたき台）＝目次＝平成26年6月24日
- 文書 1 4 4 「公明党部会資料」〈26年6月25日〉概要（改訂版）27. 6. 27
- 文書 1 4 5 「公明党部会資料」〈26年6月25日〉平成26年（2014年）第40回 政調全体会議

- 文書 1 4 6 「公明党部会資料」国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について（閣議決定案概要） 2 6 . 7 . 1
- 文書 1 4 7 「国会議員からの資料要求への対応文書」 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書
- 文書 1 4 8 「国会議員からの資料要求への対応文書」 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書のポイント
- 文書 1 4 9 「国会議員からの資料要求への対応文書」 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書（概要）
- 文書 1 5 0 「国会議員からの資料要求への対応文書」安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（関連資料）
- 文書 1 5 1 「国会議員からの資料要求への対応文書」平成 2 6 年 5 月 1 5 日 安倍内閣総理大臣記者会見（記録） = 法整備関連部分の抜粋 =
- 文書 1 5 2 「国会議員からの資料要求への対応文書」邦人輸送中の米輸送艦の防護 5 / 1 5 総理会見の際のパネル
- 文書 1 5 3 「国会議員からの資料要求への対応文書」御説明資料（与党協議 2 6 . 6 . 6 配布資料）
- 文書 1 5 4 「国会議員からの資料要求への対応文書」事例 8 ~ 1 5 と関連する過去の答弁（与党協議 2 6 . 6 . 1 3 配布資料）
- 文書 1 5 5 「国会議員からの資料要求への対応文書」船舶検査等に係る国際法上及び国内法上の考え方について（与党協議 2 6 . 6 . 1 7 配布資料）
- 文書 1 5 6 「国会議員からの資料要求への対応文書」いわゆる「湾岸戦争」における機雷掃海に関する経緯について（与党協議 2 6 . 6 . 1 7 配布資料）
- 文書 1 5 7 「国会議員からの資料要求への対応文書」機雷掃海関連答弁（与党協議 2 6 . 6 . 1 7 配布資料）
- 文書 1 5 8 「国会議員からの資料要求への対応文書」概要（たたき台）
= 目次 = 平成 2 6 年 6 月 1 7 日（与党協議 2 6 . 6 . 1 7 配布資料）
- 文書 1 5 9 「国会議員からの資料要求への対応文書」御説明資料 「安全保障法制整備に関する与党協議会」第 5 回会合（6 / 1 0）等における配布・公表資料（与党協議 2 6 . 6 . 1 7 配布資料）
- 文書 1 6 0 「国会議員からの資料要求への対応文書」座長試案 2 6 . 6 . 2 4（与党協議 2 6 . 6 . 2 4 配布資料）
- 文書 1 6 1 「国会議員からの資料要求への対応文書」概要（たたき台）
= 目次 = 平成 2 6 年 6 月 2 4 日（与党協議 2 6 . 6 . 2

4 配布資料)

- 文書162 「国会議員からの資料要求への対応文書」概要（改訂版） 2
6. 6. 27（与党協議26. 6. 27配布資料）
- 文書163 「国会議員からの資料要求への対応文書」閣議決定本文
- 文書164 「国会議員からの資料要求への対応文書」閣議決定英語版
- 文書165 「国会議員からの資料要求への対応文書」平成26年7月1日
安倍内閣総理大臣記者会見（記録）
- 文書166 「国会議員からの資料要求への対応文書」昭和58年3月15
日 参・予算委員会における谷川防衛庁長官答弁
- 文書167 「国会議員からの資料要求への対応文書」衆・予算委 集中審
議（5/28）における関連主要答弁
- 文書168 「国会議員からの資料要求への対応文書」参議院外交防衛員会
（平成26年4月10日）議事録（抜粋）
- 文書169 「国会議員からの資料要求への対応文書」予算委員会議録 平
成26年5月28日
- 文書170 「国会議員からの資料要求への対応文書」発言用参考資料
- 文書171 「国会議員からの資料要求への対応文書」質疑応答用資料
- 文書172 「国会議員からの資料要求への対応文書」事例集
- 文書173 「国会議員からの資料要求への対応文書」事例集関連資料
- 文書174 「国会議員からの資料要求への対応文書」武力攻撃に至らない
侵害への対処 与党協議会で使用した「事例集」より抜粋
- 文書175 「国会議員からの資料要求への対応文書」「個別的自衛権」及
び「集団的自衛権」とは
- 文書176 「国会議員からの資料要求への対応文書」集団的自衛権などに
ついて
- 文書177 「国会議員からの資料要求への対応文書」参議院決算委員会要
求資料 集団的自衛権と憲法との関係 内閣法制局昭和四十七年
十月十四日
- 文書178 「国会議員からの資料要求への対応文書」安保法制懇非公式会
合の開催日一覧
- 文書179 「国会議員からの資料要求への対応文書」安保法制懇非公式会
合・直近3回の政府側出席者一覧
- 文書180 「想定問答」【想定】安保法制に関する閣議決定（平成26年
7月2日）
- 文書181 「想定問答」事例1～7 想定問答（問立て）
- 文書182 「想定問答」事例1～7 想定問答（想定本文）
- 文書183 「想定問答」事例8～15 想定問答（問立て）
- 文書184 「想定問答」事例8～15 想定問答（想定本文）

- 文書 1 8 5 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（平成 2 6 年 5 月 1 5 日）
- 文書 1 8 6 「国家安全保障会議資料」応答要領案（平成 2 6 年 5 月 1 5 日
（木）
- 文書 1 8 7 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（平成 2 6 年 6 月 2 6 日）
- 文書 1 8 8 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【九大臣会合】（平成 2 6 年 7 月 1 日）
- 文書 1 8 9 「国家安全保障会議資料」国の存立を全うし、国民を守るための
切れ目のない安全保障法制の整備について（平成 2 6 年 7 月 1
日 国家安全保障会議決定案 閣議決定案）
- 文書 1 9 0 「国家安全保障会議への諮問書」国の存立を全うし、国民を守る
ための切れ目のない安全保障法制の整備について（諮問）
- 文書 1 9 1 「国家安全保障会議からの答申書」国の存立を全うし、国民を
守るための切れ目のない安全保障法制の整備について（答申）
- 文書 1 9 2 「閣議決定関連」事務連絡（2 6 . 6 . 3 0）「国の存立を全
うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備につ
て」について（協議）
- 文書 1 9 3 「閣議決定関連」「国の存立を全うし、国民を守るための切れ
目のない安全保障法制の整備について」（閣議決定案）
- 文書 1 9 4 「閣議決定関連」意見提出様式
- 文書 1 9 5 「閣議決定関連」内閣府国際平和協力本部事務局本部の意見
- 文書 1 9 6 「閣議決定関連」内閣官房副長官補付（国際平和協力担当か
ら）の意見
- 文書 1 9 7 「閣議決定関連」警察庁からの質問
- 文書 1 9 8 「閣議決定関連」内閣府国際平和協力本部事務局本部の意見に
対する回答
- 文書 1 9 9 「閣議決定関連」内閣官房副長官補付（国際平和協力担当か
ら）の意見に対する回答
- 文書 2 0 0 「閣議決定関連」警察庁からの質問に対する回答
- 文書 2 0 1 「閣議決定関連」国の存立を全うし、国民を守るための切れ目
のない安全保障法制の整備について（2 6 . 7 . 1）エンバーゴ
付
- 文書 2 0 2 「閣議決定関連」閣議案件登録票
- 文書 2 0 3 「閣議決定関連」2 6 . 7 . 1 の臨時閣議における総理大臣発
言要旨
- 文書 2 0 4 「閣議決定関連」決裁文書
- 文書 2 0 5 「閣議決定関連」閣議決定本文（セット版）

文書 206 第3回与党協議会 席上回収資料
文書 207 第4回与党協議会 席上回収資料
文書 208 第7回与党協議会 席上回収資料
文書 209 国家安全保障會議（平成26年5月15日）席上回収資料
文書 210 国家安全保障會議（平成26年6月26日）席上回収資料

別紙 2

- 文書 2 1 1 第 1 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- 文書 2 1 2 第 1 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料 1
「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書のポイント
- 文書 2 1 3 第 1 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料 2
「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書（概要）
- 文書 2 1 4 第 1 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料 3
「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書
- 文書 2 1 5 第 1 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料 4 平
成 2 6 年 5 月 1 5 日安倍内閣総理大臣記者会見（記録）＝法整備
関連部分の抜粋＝
- 文書 2 1 6 第 2 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- 文書 2 1 7 第 2 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料 1 事
例集
- 文書 2 1 8 第 2 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料 2 事
例集関連資料
- 文書 2 1 9 第 3 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- 文書 2 2 0 第 3 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料 1 事
例集
- 文書 2 2 1 第 3 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料 2 事
例集関連資料
- 文書 2 2 2 第 3 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料 3
衆・予算委集中審議（5 / 2 8）における関連主要答弁
- 文書 2 2 3 第 4 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- 文書 2 2 4 第 4 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料 1 御
説明資料
- 文書 2 2 5 第 4 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料 2 事
例集
- 文書 2 2 6 第 5 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- 文書 2 2 7 第 5 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料 1 御
説明資料
- 文書 2 2 8 第 5 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料 2 搜
索救助活動についての政府の考え方
- 文書 2 2 9 第 5 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料 3 事
例 8 ～ 1 5 と関連する過去の答弁
- 文書 2 3 0 第 5 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料 4 事

例集

文書 2 3 1	第 5 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 ける米艦防護の在り方（公明党資料）	各事態にお
文書 2 3 2	第 6 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」	議事次第
文書 2 3 3	第 6 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 たき台	資料 1 た
文書 2 3 4	第 6 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 4 7 政府見解	資料 2 S
文書 2 3 5	第 6 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 例 8～1 5 と関連する過去の答弁	資料 3 事
文書 2 3 6	第 6 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 例集	資料 4 事
文書 2 3 7	第 7 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」	議事次第
文書 2 3 8	第 7 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 船検査等に係る国際法上及び国内法上の考え方について	資料 1 船
文書 2 3 9	第 7 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 わゆる「湾岸戦争」における機雷掃海に関する経緯について	資料 2 い
文書 2 4 0	第 7 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 雷掃海関連答弁	資料 3 機
文書 2 4 1	第 7 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 要（たたき台）＝目次＝	資料 4 概
文書 2 4 2	第 7 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 説明資料	資料 5 御
文書 2 4 3	第 7 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 たき台	資料 6 た
文書 2 4 4	第 8 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」	議事次第
文書 2 4 5	第 8 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 要（たたき台）	資料 1 概
文書 2 4 6	第 8 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 説明資料	資料 2 御
文書 2 4 7	第 8 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 雷掃海関連答弁	資料 3 機
文書 2 4 8	第 8 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 公明党外交安全保障調査会・憲法調査会合同会議（6／1 9）配布 資料	資料 4 公
文書 2 4 9	第 9 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」	議事次第
文書 2 5 0	第 9 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 長試案	資料 1 座

- 文書 2 5 1 第 9 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料 2 概要（たたき台）
- 文書 2 5 2 第 1 0 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- 文書 2 5 3 第 1 0 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料 概要（改訂版）
- 文書 2 5 4 第 1 1 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- 文書 2 5 5 第 1 1 回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料 閣議決定案の概要

別紙 3

- 文書 1 「国会答弁書」（26年5月16日 衆議院外務委員会 青柳陽一郎議員 政府参考人想定問1）
- 文書 2 「国会答弁書」（26年5月16日 衆議院外務委員会 青柳陽一郎議員 政府参考人想定問4）
- 文書 3 「国会答弁書」（26年5月22日 参議院外交防衛委員会 藤田幸久議員 副長官想定問7）
- 文書 4 「国会答弁書」（26年5月27日 参議院外交防衛委員会 白眞勲議員 政府参考人想定問1）
- 文書 5 「国会答弁書」（26年5月28日 衆議院予算委員会 遠山清彦議員 総理問3）
- 文書 6 「国会答弁書」（26年5月28日 衆議院予算委員会 中谷元議員 総理想定問10）
- 文書 7 「国会答弁書」（26年5月29日 参議院外交防衛委員会 福山哲郎議員 総理問4）
- 文書 8 「国会答弁書」（26年6月6日 衆議院安全保障委員会 中山泰秀議員 政府参考人問）
- 文書 9 「国会答弁書」（26年6月6日 衆・海賊・テロ特別委員会 岡本三成議員 政府参考人追加問）
- 文書 10 「国会答弁書」（26年6月6日 衆議院外務委員会 玄葉光一郎議員 政府参考人問2）
- 文書 11 「国会答弁書」（26年6月19日 参議院外交防衛委員会 中西健治議員 副長官問2）